

令和5・6年度競争入札参加資格審査申請に関する押印について  
【建設工事、測量・建設コンサルタント等】

令和5・6年度競争入札参加資格審査申請分より、申請書類の押印の取り扱いについて見直しましたのでお知らせします。

【建設工事】

①押印を廃止する書類

- ・【書類番号4】 競争入札参加資格審査申請書（建設工事）
- ・【書類番号5】 暴力団排除に関する誓約書
- ・【書類番号18】 配管技士名簿
- ・【書類番号26】 社会貢献、ボランティア活動調書 （証明欄の印を廃止）

②押印を継続する書類

- ・【書類番号8】 委任状
- ・【書類番号9】 使用印鑑届 （使用印欄、実印欄の押印が必要）

【測量・建設コンサルタント等】

①押印を廃止する書類

- ・【書類番号4】 競争入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）
- ・【書類番号5】 暴力団排除に関する誓約書

②押印を継続する書類

- ・【書類番号10】 委任状
- ・【書類番号11】 使用印鑑届 （使用印欄、実印欄の押印が必要）